

JPX IR Day 2017



清算事業

2017年7月4日

株式会社日本取引所グループ 取締役兼執行役
(株)日本証券クリアリング機構経営管理統括

株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長

深山 浩永

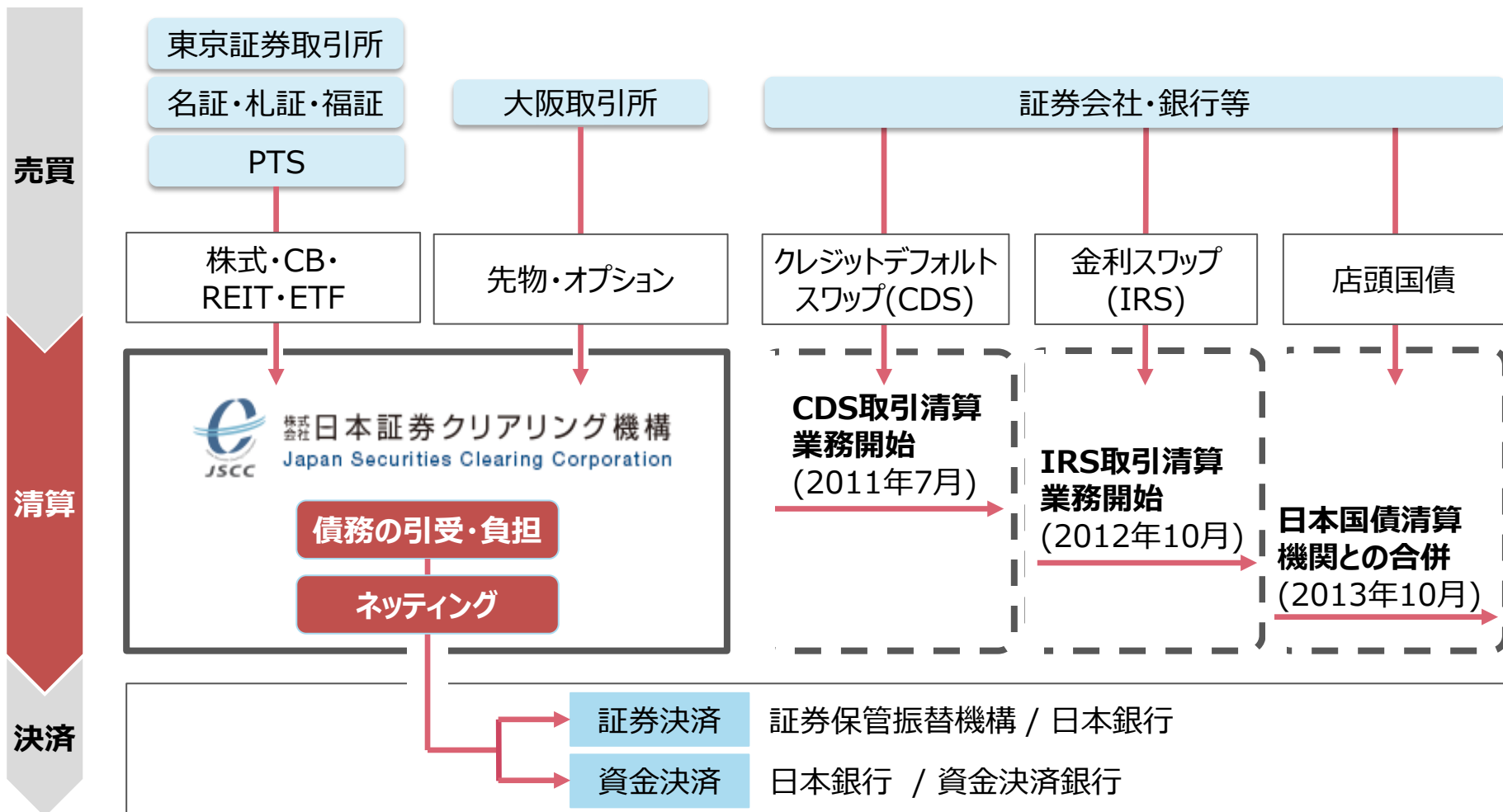
I 事業概要・市場環境



- 2003年の業務開始。各証券取引所が個別に行っていた証券取引の清算を一元的に担う
- 近年では、金融危機を発端とした取引先リスクの軽減や規制強化を背景とするニーズの高まりをとらえ、OTC取引分野における清算へと対象を拡大

取引所取引等

OTC取引



各業務に関する主要指標

対象取引	現物取引 (株式等)	上場デリバティブ (先物・オプション)	クレジット・ デフォルト・スワップ (CDS)	金利スワップ (IRS)	店頭国債	
対象市場	東証等の 取引所・PTS	大阪取引所	店頭 (OTC)			
清算参加者数 (*1)	81	107	10	23	38	
清算規模 (2016年度) (*4)	債務引受 (負担)額	3.3兆円/日	5.8兆円/日 (*2)	104億円/1サイクル (22億円/日)	4.0兆円/日	63.8兆円/日
	ネットイング後 の決済金額	1,781億円/日	336億円/日	5,600万円/日 (*3)	112億円/日 (*3)	15.2兆円/日

(*1) 2017年3月末時点

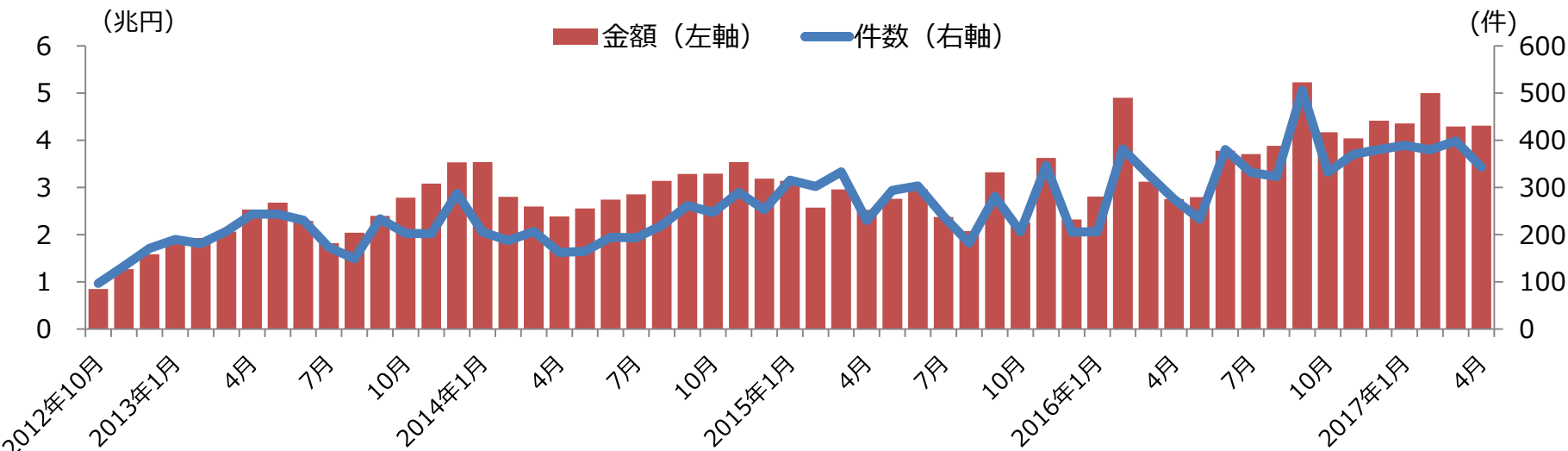
(*2) 長期国債先物、ミニ長期国債先物、超長期国債先物、TOPIX先物ラージ及び225先物ラージの合計

(*3) 変動証拠金等の合計

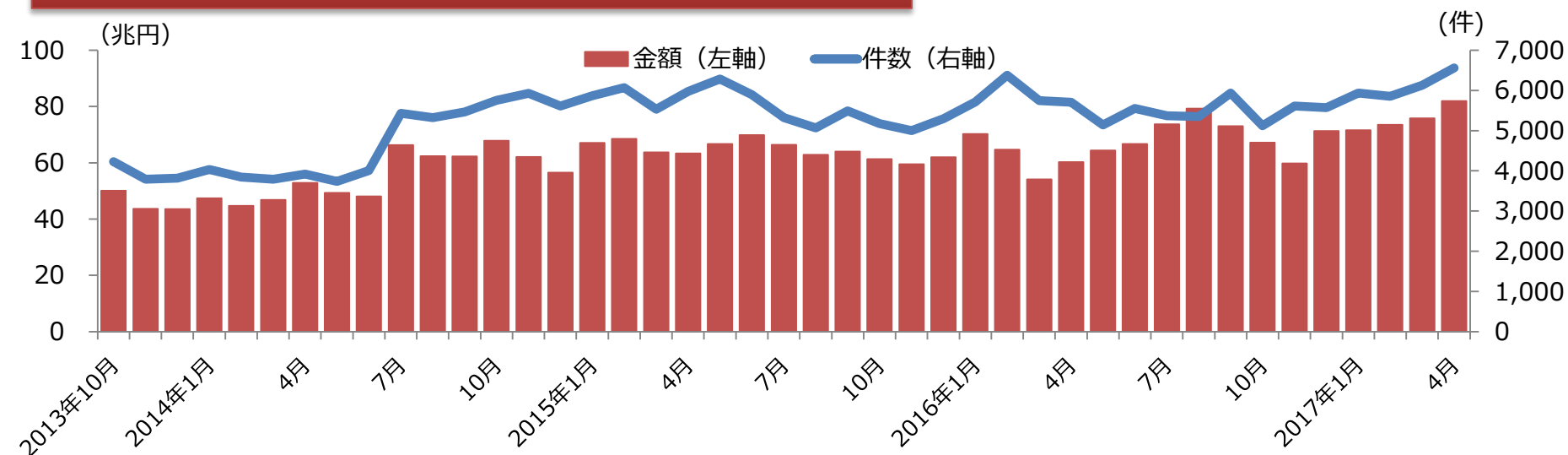
(*4) 債務引受 (負担) 額及びネットイング後の決済額は2016年4月から2017年3月までの1日平均

金利スワップ取引、店頭国債取引の清算状況の推移

IRS取引に係る債務負担金額・件数（1日平均）



店頭国債取引に係る債務引受金額・件数（1日平均）



- リーマン・ブラザーズの破綻による金融危機を背景に、金融機関に対してOTCデリバティブについて清算機関の利用を義務付けるなど、清算機関の利用を促進する規制の動きが加速
- 一方で、清算機関に対しても、集中するリスクに適切に対処できるよう、高度なリスク管理機能や確実な業務基盤を求め、グローバルレベルでの規制が進展

清算機関の利用促進に向けた規制

- OTCデリバティブ取引を中心として、金融機関に対し、清算機関の利用を義務付け
- 金融機関における資本規制において、清算機関を利用しない取引については、より多くの資本を賦課
- 証拠金の授受について、清算機関を利用しない取引についても義務付け

清算機関の安全性強化に向けた規制

- 清算機関に対するリスク管理に関する共通基準（FMI原則）の制定
- 金融機関における資本規制において、一定のリスク管理水準を満たさない清算機関を利用する取引にはより多くの資本を賦課することで、頑健性がより強固な適格清算機関の利用を促進
- 清算機関のガバナンスや参加者破綻時に備えた財源の充実など、FMI原則を強化する議論が進展

Ⅱ 重点的な取組み



- 利用者に対する「サービス」を強化するため、「サービスの質的向上」および「サービスの提供範囲の拡大」を現中期経営計画(2016-18年度)の経営方針としています。

JPX第二次中期経営計画における 重点的な取組み

Ⅲ 市場基盤の強化により社会の期待に応える

⇒ 清算・決済サービス拡大
及びシステム基盤強化

Ⅳ 取引所ビジネスの新たな地平を開拓する

⇒ 新たなビジネス領域への進出

JSCCの経営方針

- 「サービスの質的向上」に向けた
清算機能・リスク管理
及びシステム基盤の強化
- 「サービスの提供範囲の拡大」による
中核インフラとしての役割の強化

■ 「サービスの質的向上」に向けた清算機能、リスク管理及びシステム基盤の強化

事業領域	個別事業計画
取引所取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式決済期間短縮（T+2化） ■ 新商品への対応力及びリスク管理機能の向上等（上場派生清算システムリプレイス）
OTCデリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> ■ OTCデリバティブ清算サービスの機能性・利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利スワップ清算サービスにおけるコンプレッションサービス（早期解約制度）の機能拡充 ・ CDS清算サービスにおける清算委託者のポジション移管制度導入
店頭国債	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国債取引の決済期間短縮（T+1化）
サービス全体	<ul style="list-style-type: none"> ■ リスク管理機能強化

サービスの提供範囲の拡大

- 「サービスの提供範囲の拡大」による中核インフラとしての役割の強化

事業領域	個別事業計画
取引所取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引所デリバティブ新商品拡大への対応
OTCデリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> ■ OTCデリバティブ取引の清算対象取引範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通貨スワップ（クロスカレンシースワップ）取扱開始に向けた検討 ・ CDS清算サービスにおけるシングルネームCDS銘柄の清算取扱い対象となるテナー（満期までの年数）拡大
店頭国債	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物価連動国債の取扱い開始に向けた対応
サービス全体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外規制対応を含む利用者拡大に向けた取組み ■ その他、新たな取引の取扱いに向けた検討のほか、ポストトレード分野における幅広い視点からのサービス提供の検討

参考資料



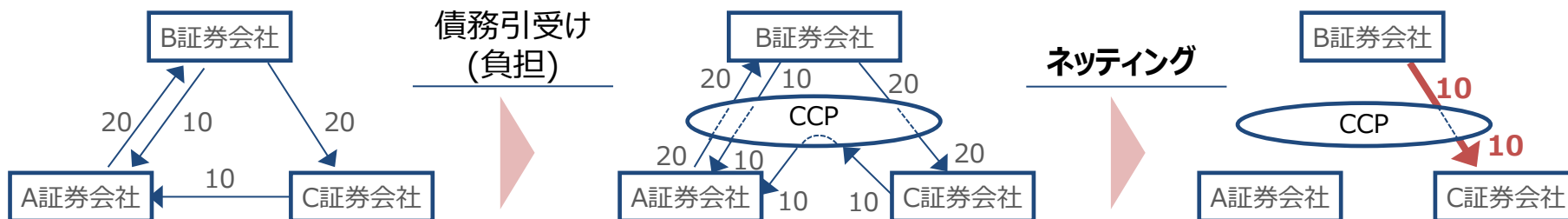
債務引受け (負担)

清算機関は、売買の成立後、**売方と買方との間に入って債権・債務の当事者となる**ことで、取引当事者の相手方となるため、清算機関のことをCCP (Central Counter Party) とも言います。



ネットイング

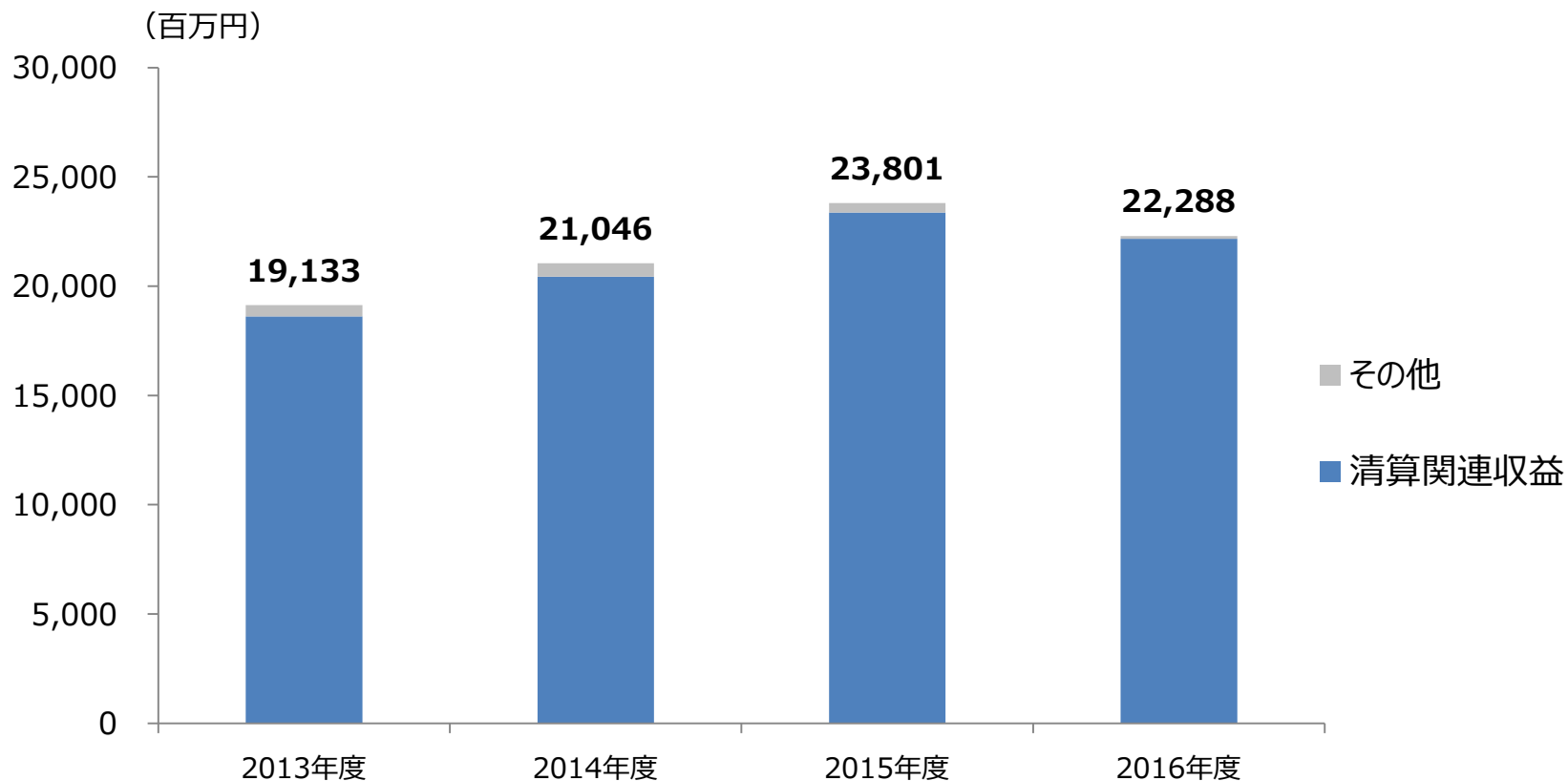
各取引当事者間で、売付・買付数量、支払・受取金額の差額を計算し、その差額について各取引当事者との間で決済を行うことによって、**決済所要額を圧縮**します。



清算機関の 利用メリット

信用リスクの削減	取引相手の信用リスクを意識せずに取引を行うことが可能に。
システミック・リスクの削減	1参加者の決済不履行が他の参加者に連鎖するシステミック・リスク削減。
効率性の向上	ネットイングによる証券・資金の効率的な利用が可能に。 また、決済事務の効率化も。
参加者破綻時の安定処理	参加者破綻時に安定した処理を実施。 (過去の参加者破綻時にも安定的な処理を実施。)

日本証券クリアリング機構の営業収益の推移



2013年7月
大阪証券取引所の清算機能を統合

2013年10月
日本国債清算機関と合併

本資料は、株式会社日本取引所グループ（以下「当社」という）に関する情報提供のみを目的とするものであり、国内外を問わず証券の募集や勧誘を目的とするものではありません。当社証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。

本資料には、将来に関する記述が含まれております。こうした記述は、本資料作成時点における入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る仮定を前提としており、かかる記述及び仮定は将来実現する保証はなく、実際の結果と大きく異なる可能性があります。また、事業戦略など、将来の見通しに関する事項はその時点での当社の認識を反映しており、一定のリスクや不確実性が含まれております。そのため、将来の見通しと実際の結果は必ずしも一致するものではありません。当社は、これらの将来の見通しに関する事項を常に改定する訳ではなく、またその責任も有しません。